

館山市 景観ガイドライン

海と暮らす いくつものまちなみ 館山



千葉県館山市

目次

1	はじめに	1
	1. ガイドラインの目的	1
	2. ガイドラインの構成	1
2	館山市が目指す景観まちづくり	2
	1. 景観まちづくりの目標	2
	2. 景観まちづくりの方針	2
	3. ゾーン別景観まちづくりの方針	3
	4. 重点地区の景観まちづくり	4
3	届出手続きと届出対象行為について	5
	1. 届出の流れ	5
	2. 届出対象行為と規模	6
4	市全域の景観形成基準の解説	7
	1. 建築物	7
	2. 工作物	11
	3. 開発行為	14
	4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	15
5	重点地区の景観形成基準の解説	16
	1. 館山駅西口地区	16
6	色彩基準について	18
	1. マンセル表色系と色彩基準の考え方	18
	2. 市全域の色彩基準	20
	3. 重点地区(館山駅西口地区)の色彩基準	22

1 ガイドラインの目的

館山市では、市内に有する、恵まれた自然景観や歴史文化的な景観等を維持するための方針や、具体的な建築等の行為についての基準を定めた、「館山市景観計画」を策定し、その手続きを規定する「館山市景観条例」を制定しました。

本ガイドラインは、景観計画に定める「良好な景観の形成のための行為の制限」などに関する内容について、イラストや写真、事例などを用いて市民・事業者の方にわかりやすく解説することで、景観形成への理解を深めるとともに、届出が必要な建築物などを計画する際の参考として活用していただくことを目的に策定するものです。

●景観ガイドラインは、景観計画に規定する景観形成基準等について、わかりやすく解説したものです。

2 ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下のようになっています。

1 はじめに	ガイドライン策定の目的や、ガイドラインの構成について示しています。
2 館山市が目指す景観まちづくり	館山市の景観まちづくりの目標や方針、ゾーン別景観まちづくりの方針や重点地区の景観まちづくりについて解説しています。
3 届出手続きと届出対象行為について	届出手続きの流れと届出対象行為・規模についてわかりやすく説明しています。
4 市全域の景観形成基準の解説	市全域の各行為ごとの景観形成基準について、イラストや写真を交えて、具体的に解説しています。
5 重点地区の景観形成基準の解説	重点地区の各行為ごとの景観形成基準について、イラストや写真を交えて、具体的に解説しています。
6 色彩基準について	計画の区域内における、建築物の建築または工作物の設置にあたっての色彩の基準について、マンセル表色系を用いた考え方の説明及び、具体的に使用できる色の範囲について示しています。

1 景観まちづくりの目標

海と暮らす いくつものまちなみ 館山

景観まちづくりの目標に向けて、市民、事業者、行政の協働のもとに、以下のような姿勢で取り組むことが求められます。

まず、穏やかで豊かな海を臨む視点場からの眺めや、先人が大切に残してくれた里山の田園風景、また八幡地区を中心に館山らしい景観を醸し出している槇の生垣の美しさなど、これまで当たり前を守られてきた景観を今後も守り、未来に継承していくことが大切です。

また、高齢化や人口減少などに伴い、丘陵地や農地では手入れが行き届かない状況です。こうした手入れの行き届かない丘陵地や農地のほか、空き家や空き地、商店街の魅力低下、集落地の狭い道路などについては、次世代に館山を継承していくために修復しながら改善していくことが求められます。

さらに、花が咲き誇る街並み、海洋性リゾートタウンの明るく開放的な街並み、ヤシの並木や古民家をリノベーションしたレストランなどは、若い世代を中心に館山の魅力として捉えられています。今後、今以上に愛される景観にしていくためにも、新しい魅力を創っていくことも必要だと考えています。

2 景観まちづくりの方針

景観まちづくりの目標実現に向けて取り組む景観まちづくりの基本方針（景観法第8条第3項関係）を示します。

地域独自の景観は、地形や気候などの自然環境が創り出す「風土」をベースに、そこで生活する「人々の営みやふるまい」が合わさることで形成されていきます。

館山の景観まちづくり

人々の営み・ふるまい

歴史・文化
アイデンティティの
継承

個性ある
魅力的な街並みの
創造

うるおい豊かで
心地よい
まちづくり

風土：自然景観の保全

3 ゾーン別景観まちづくりの方針

館山市では、先人たちの営みにより刻まれてきた歴史や、生活の文化圏が異なる10の地域コミュニティごとに個性豊かな景観が形成されています。

また、地形や土地利用などの景観特性により、6つのゾーンと景観軸に区分することができます。

これらの景観特性を守り・育て、後世へ継承していくため、10地区ごとにゾーン別景観まちづくりの方針を示します。

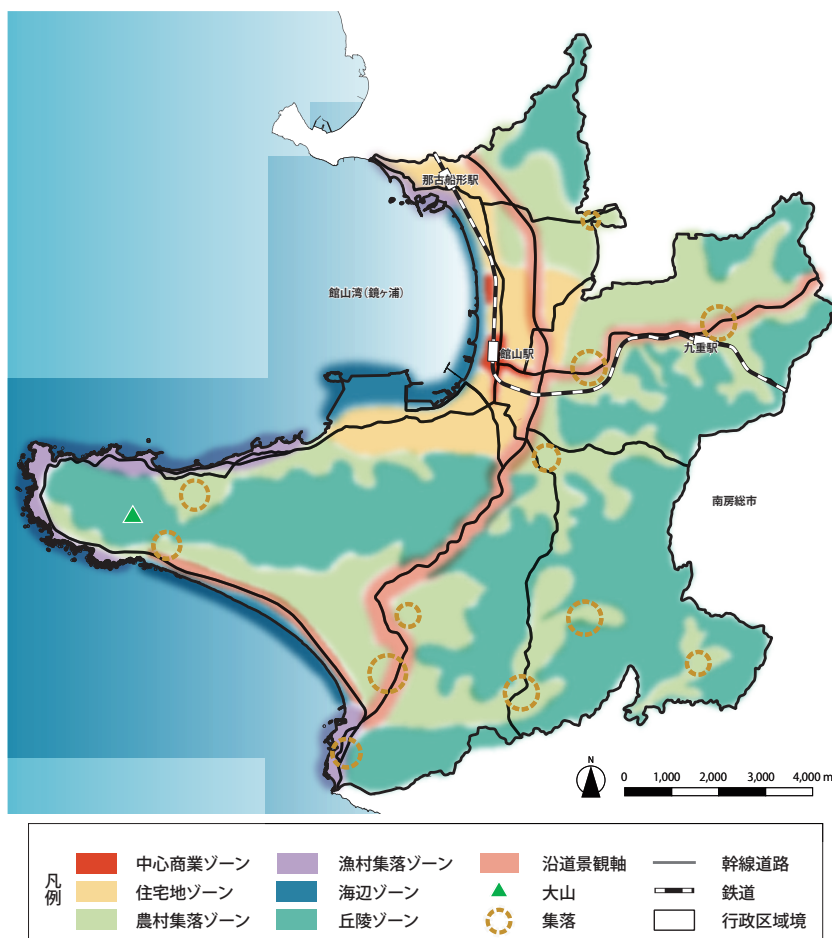


図 ゾーン別景観形成の全体方針

表 ゾーンごとの景観形成の考え方

ゾーン	景観形成の考え方
海辺ゾーン	・うるおいと親しみのある海辺のまちを象徴する景観形成を目指します。 ・白い砂浜、青い海、咲き誇る花々が映える海辺の景観形成を目指します。
漁村集落ゾーン	・海と共に育まれた生活や営みが醸し出す漁村集落の景観形成を目指します。
中心商業ゾーン	・館山市の中心部として、個性を活かした賑わいと魅力ある景観形成を目指します。 ・館山市のシンボルである館山駅を中心に、市民や観光客が歩いて楽しい、魅力ある商業地の景観形成を目指します。
住宅地ゾーン	・生活の場として、快適でやすらぎが感じられる景観形成を目指します。 ・生垣の連なりをはじめとした、緑のうるおいがある心地よい住宅地の景観形成を目指します。
丘陵ゾーン	・豊かな丘陵地と農地などの緑が織り成す景観を保全します。 ・自然と共生し、緑豊かな丘陵地のダイナミックな景観形成を目指します。
農村集落ゾーン	・自然と調和し、地域の文化・伝統が醸し出す農村集落の景観形成を目指します。
沿道景観軸	・市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、温暖で開放的な“館山らしい”景観形成を目指します。

1

2

3

4

5

6

2

館山市が目指す景観まちづくり

4 重点地区の景観まちづくり

館山市の景観形成を進めるにあたり、これまでの取組やまちづくりの動向、歴史・文化をはじめとする地域資源を活かし、館山らしい景観形成を推進する地区を『重点地区』として位置づけます。

重点地区では、館山市景観計画区域全域を対象とした景観形成基準に加えて、地区の特徴を活かした景観形成の方針・景観形成基準を設定し、良好な景観の形成を推進していきます。

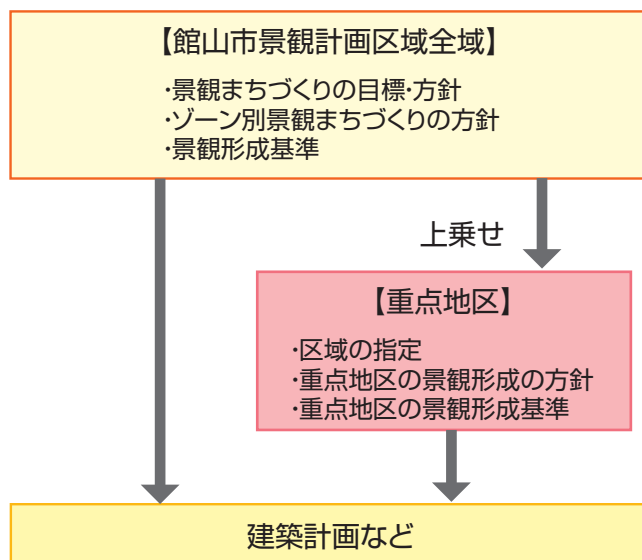


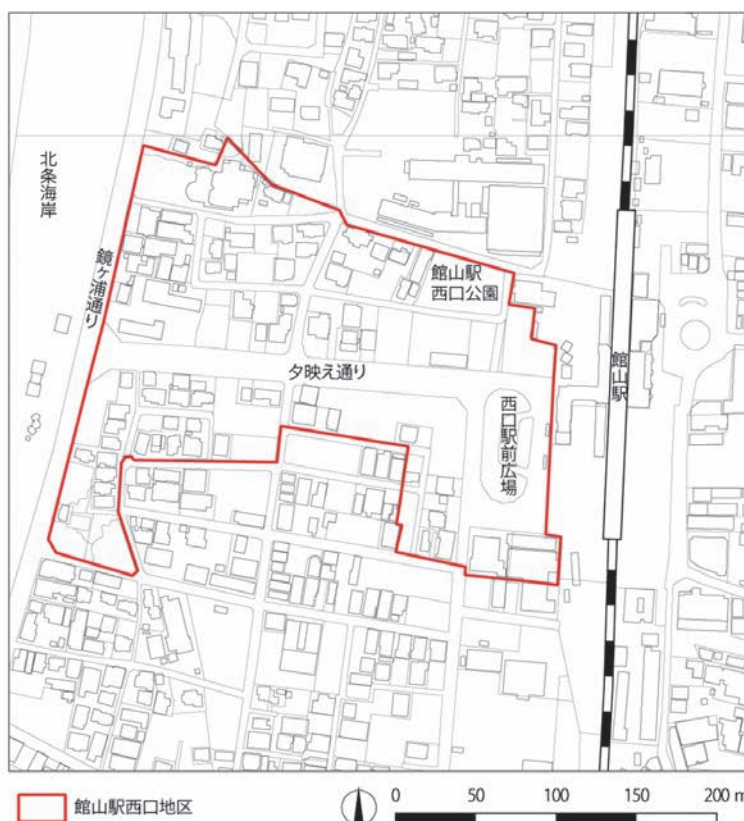
図 重点地区の位置付け

○重点地区の指定方針

- ①市民が愛着と誇りをもつ景観を有する地区
- ②館山市の「顔」となり、観光客が魅力を感じる景観を有する地区
- ③既に良好な景観が形成され、保全する必要がある地区
- ④市民や事業者などが中心となった景観まちづくりの推進が望まれる地区
- ⑤道路整備等により、大きな景観の変動が見込まれる地区
- ⑥館山市の特徴的な歴史・文化的建造物等が残り、保全する必要がある地区

○館山市の重点地区

- ① 館山駅西口地区 (令和元年指定)



3

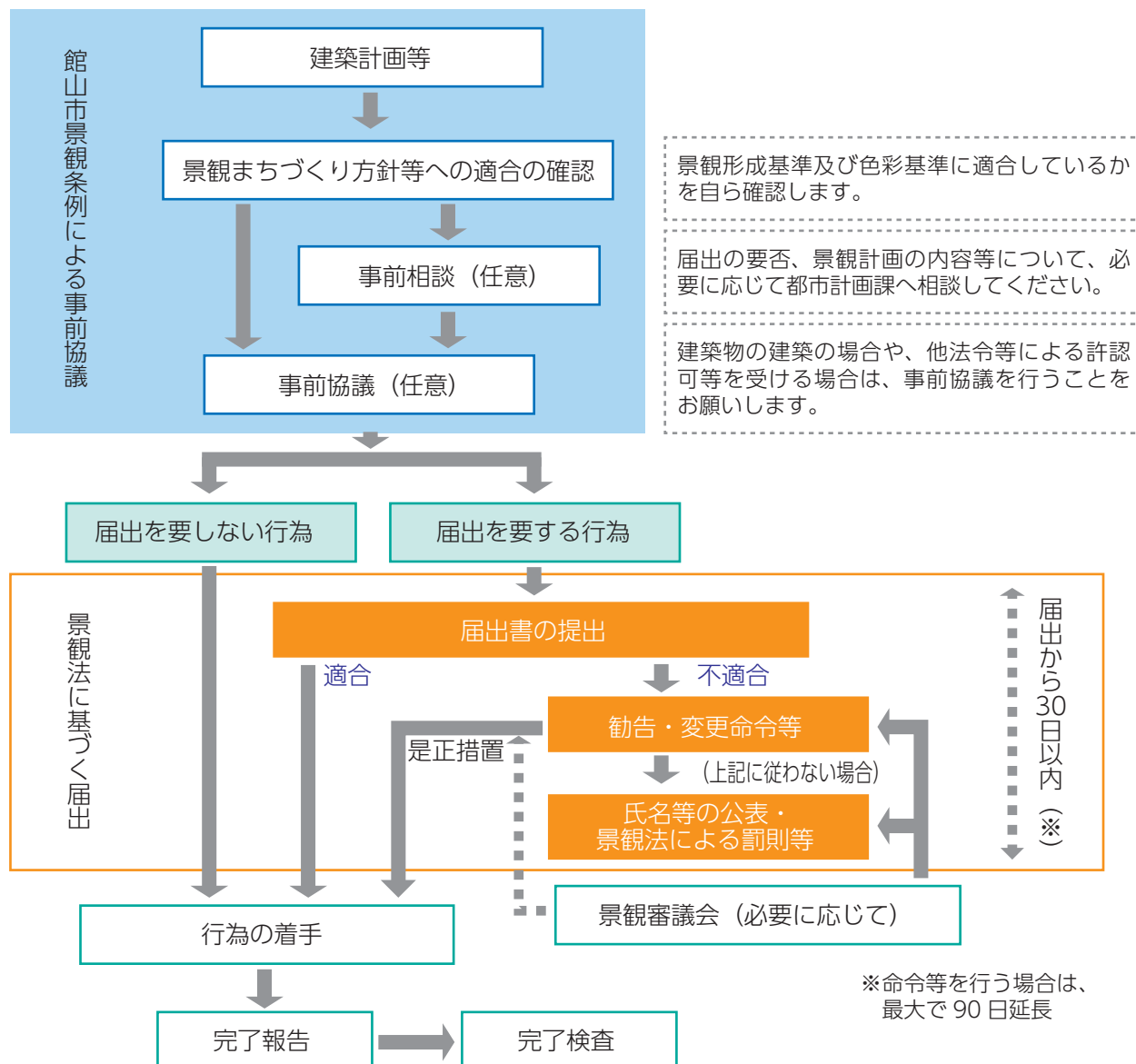
届出手続きと届出対象行為について

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に館山市への届出が必要となります。市は、届出内容が景観計画に適合した内容であることを確認します。

1 届出の流れ

届出対象行為について、景観法の届出に先立ち、館山市と事前協議をすることができます。協議にあたり、届出をする者は景観まちづくりの方針を十分に理解した上で、景観形成基準に基づき、計画をして下さい。

事前協議及び届出の流れ



1

2

3

4

5

6

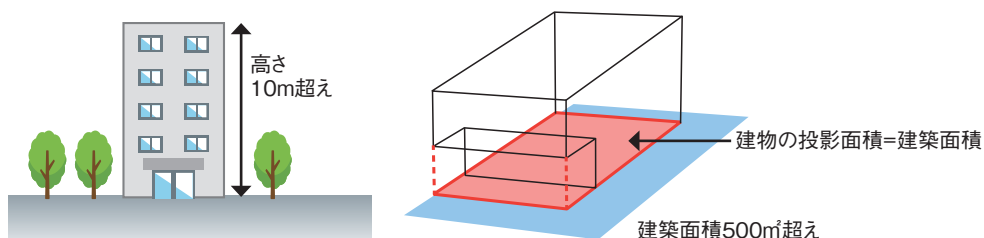
3

届出手続きと届出対象行為について

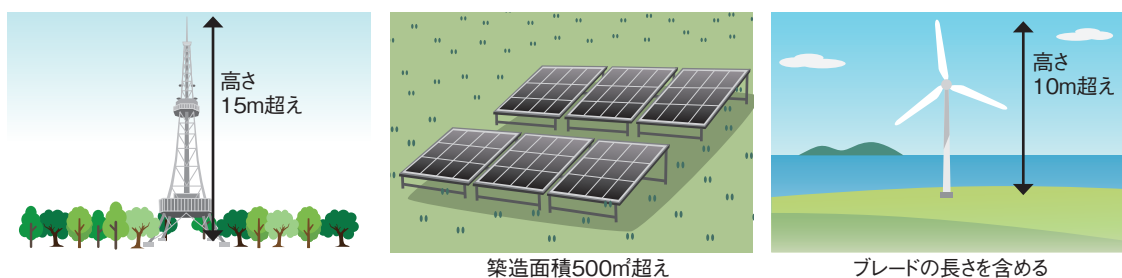
2 届出対象行為と規模

届出対象行為		届出の対象となる行為の規模	
		一般地区	重点地区 (館山駅西口)
建築物の建築等		高さ10メートル超え又は 建築面積500平方メートル超え	すべて
工作物	煙突	高さ6メートル超え	左記のとおり
	鉄柱・コンクリート柱・ 鉄塔・木柱	高さ15メートル超え	左記のとおり
	太陽光発電施設	築造面積500平方メートル超え	左記のとおり
	風力発電施設	高さ10メートル超え	左記のとおり
	上記以外の工作物	対象なし	左記のとおり
開発行為		開発区域の面積が1,000平方メートル以上	左記のとおり
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積		・堆積区域の面積が500平方メートル以上 ・道路その他の公共の場から容易に望見できるもの ・堆積期間が3か月以上のもの	左記のとおり

建築物



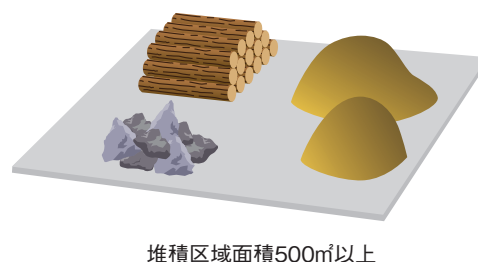
工作物



開発行為



屋外における堆積



1

2

3

4

5

6

3

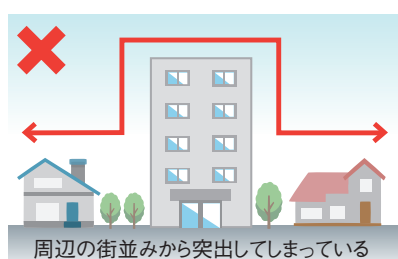
届出手続きと届出対象行為について

4

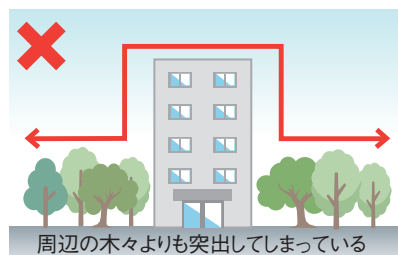
市全域の景観形成基準の解説

1 建築物

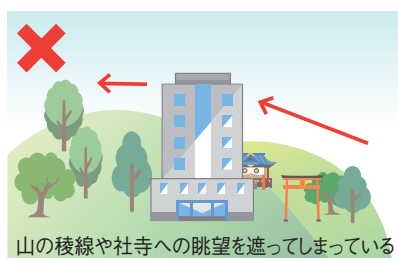
項目	景観形成基準
高さ・配置	・周辺の街並みや自然との調和に配慮した高さや配置とすること。 ・主要道路や視点場からの眺望において、海への眺望に配慮した高さ・配置とするとともに、ランドマークとなる社寺、背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮すること。



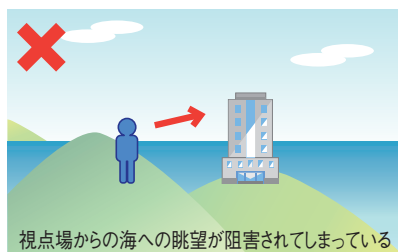
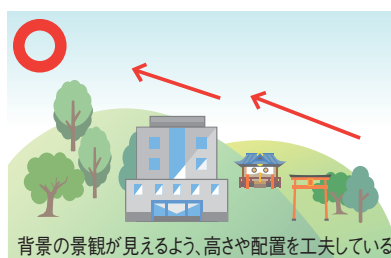
配慮した例



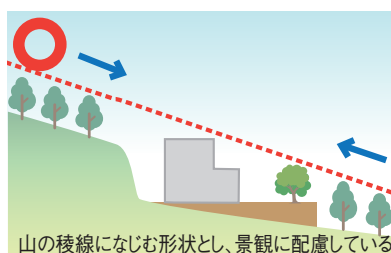
配慮した例



配慮した例



配慮した例



1

2

3

4

5

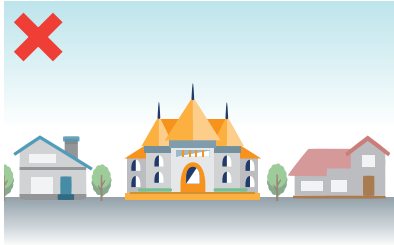
6

4

市全域の景観形成基準の解説

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	・周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態・意匠とすること。 ・外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫すること。 ・建築物の外壁は色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用すること。

○形態や色彩が周辺と調和していない例



形態や意匠が周辺の街並みから突出してしまっている

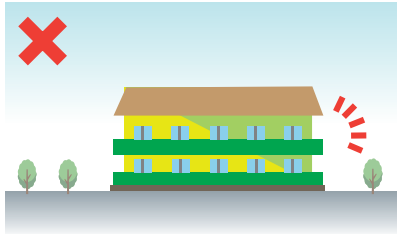


屋根や外壁の色彩が派手なため、周辺の街並みから突出してしまっている



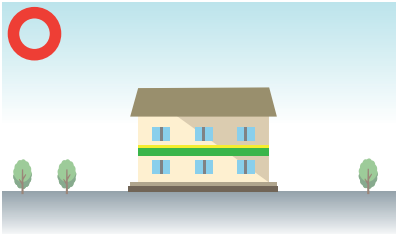
背景にある自然の色彩と調和していない

○強調色を活用した色彩の配慮



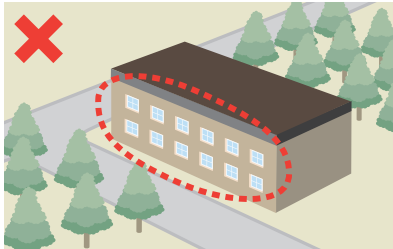
彩度や明度の高い色彩を建物全体に使用してしまっている

配慮した例



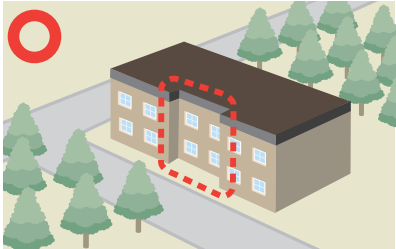
彩度や明度の高い色彩を建物の一部に強調色として使用している

○壁面による圧迫感の軽減に配慮



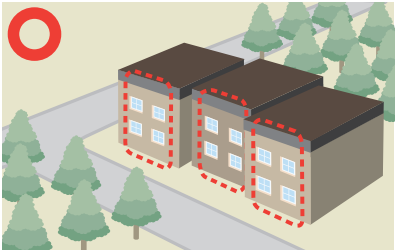
壁面が長大となっており、圧迫感がある

配慮した例



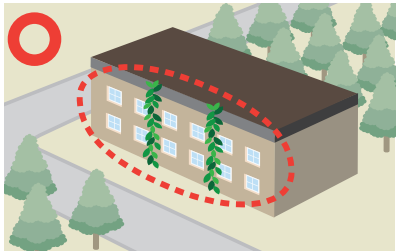
壁面の分節により、圧迫感を軽減している

配慮した例



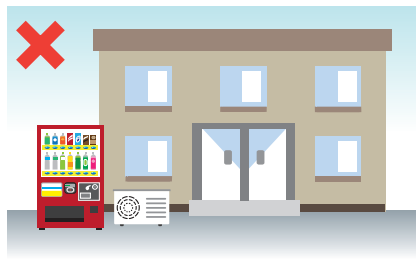
棟の分割により、圧迫感を軽減している

配慮した例



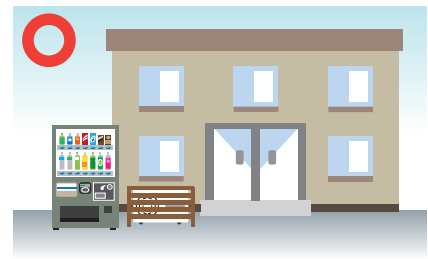
壁面を緑化することで外見上分節し、圧迫感を軽減している

項目	景観形成基準
附帯施設	・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。



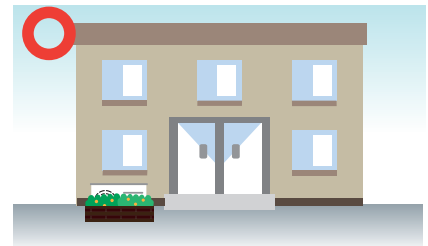
附帯施設や自動販売機等が目立つことで、街並み景観が阻害されている

配慮した例
→



囲いを設けることや落ち着いた色彩を使用することで、周辺との調和を図っている

配慮した例
→



植栽などを活用し、附帯施設に目隠しをしている



自動販売機の設置にあたっては、「自販機自主景観ガイドライン（一般社団法人 全国清涼飲料連合会）」に基づく推奨カラーを用いるなど、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。

項目	景観形成基準
外構・緑化	・外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮すること。 ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生垣や樹木等による緑化に配慮すること。 ・生垣が敷地の境界を囲う場合には、適切に剪定などの手入れを行うこと。特に槇の生垣は、敷地を分譲する際にもできるだけ残すよう配慮すること。

○外構による圧迫感の軽減に配慮した例



【生垣等による緑化】



【透過性のあるフェンス】

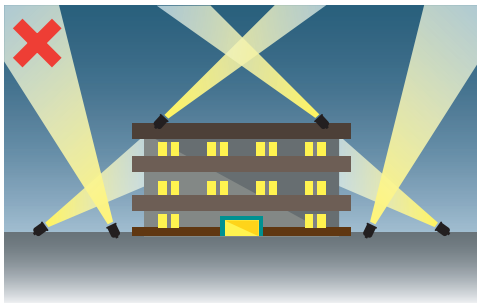
○既存の樹木を残し、緑化に配慮した例



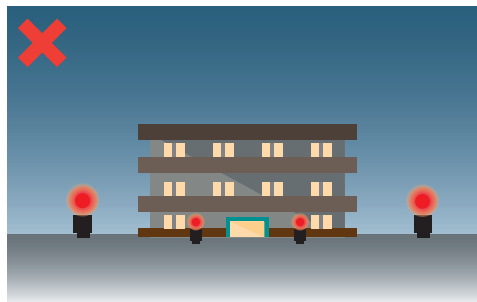
敷地内の既存樹木を残し活用している

項目	景観形成基準
夜間照明	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・道路交通等に配慮し、赤色系の光源にしないこと。

○過剰な光量となってしまう例



○赤色などの原色が使われてしまっている例



項目	景観形成基準
駐車場	・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

○駐車場の緑化に配慮した例



駐車場で植栽を行い、通りからの見え方に配慮している

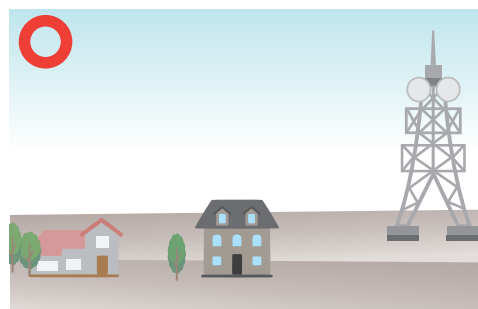
2 工作物

項目	景観形成基準
高さ・配置	・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、高台での設置を避けるとともに、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退すること。 ・風力発電施設については、周囲の景観との調和を図ること。



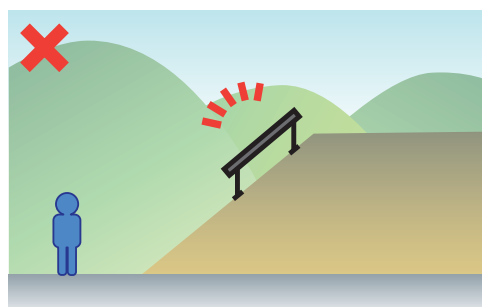
市街地の中で設置しているため、
周辺の景観に影響を及ぼしてしまっている

配慮した例



市街地の建物と距離をとることで
周辺の景観に配慮している

○太陽光発電施設の高さや配置に配慮した例

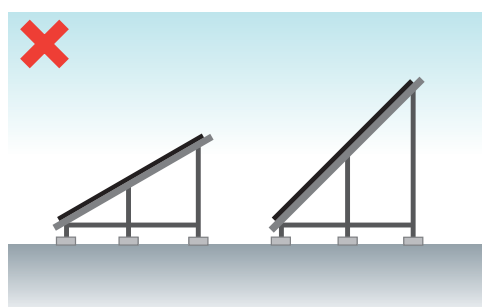


高台等の目立つ場所に配置してしまっている

配慮した例

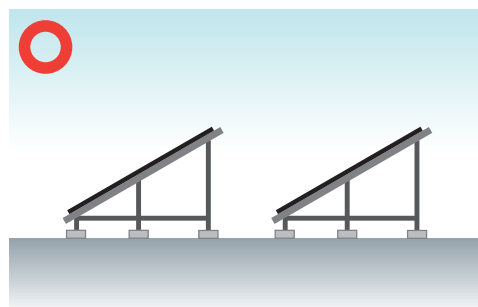


高台を避けて設置している

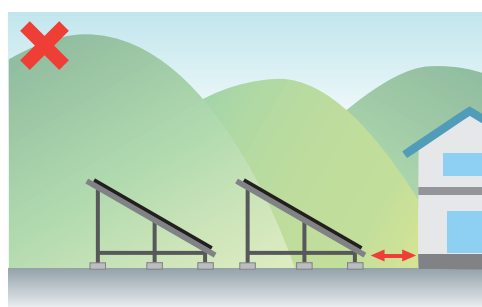


傾斜角度が急なため、最上部が高くなってしまっている

配慮した例

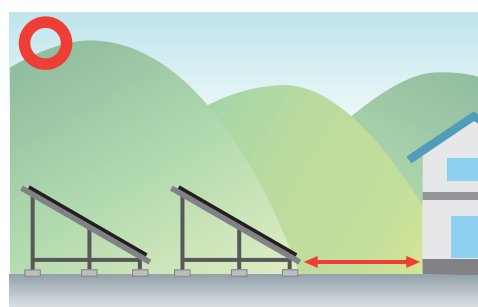


最上部の高さを抑えるため、傾斜角度を調整している



隣地との境界線付近まで配置され、
圧迫感を与えてしまっている

配慮した例



隣地との境界線から後退させ、圧迫感を軽減している

1

2

3

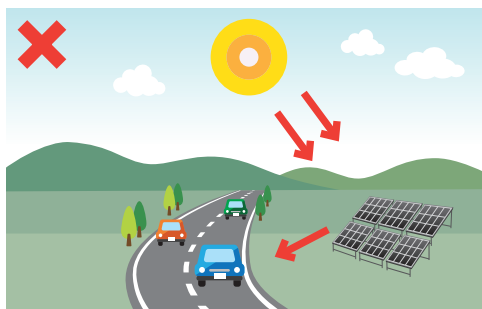
4

5

6

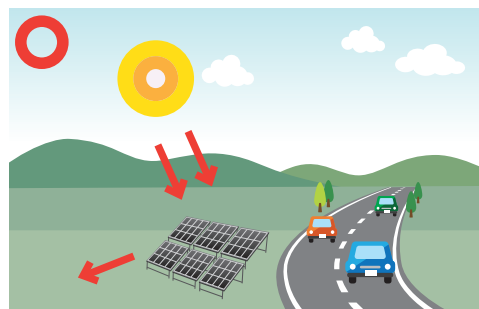
4

市全域の景観形成基準の解説



反射光が周辺の道路や市街地に
影響を及ぼしてしまっている

配慮した例



反射光が周辺の道路や市街地に
影響を及ぼさないように向きに配慮している

○風力発電の配置について配慮した例



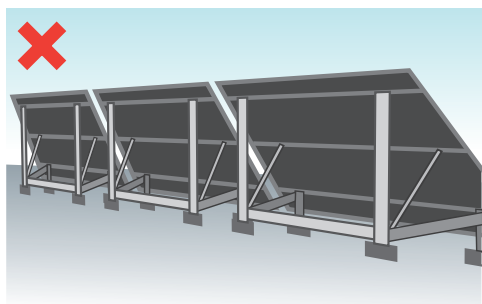
市街地の中で設置しているため、
周辺の景観に影響を及ぼしてしまっている

配慮した例



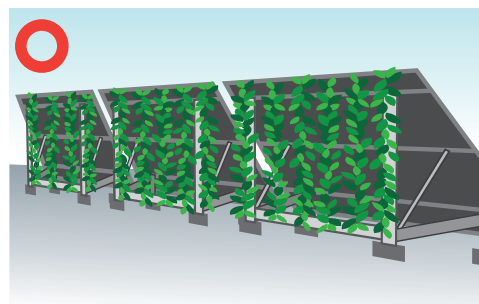
周辺の景観への影響に配慮し、郊外に設置している

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ・自動販売機の設置にあたっては、目隠し等の設置や「自販機自主景観ガイドライン（一般社団法人 全国清涼飲料連合会）」に基づく自販機景観推奨カラーを用いることなどにより、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。

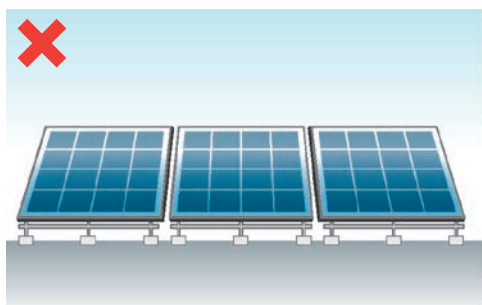


フレーム部が露出しており、
周辺の景観に影響を及ぼしてしまっている

配慮した例

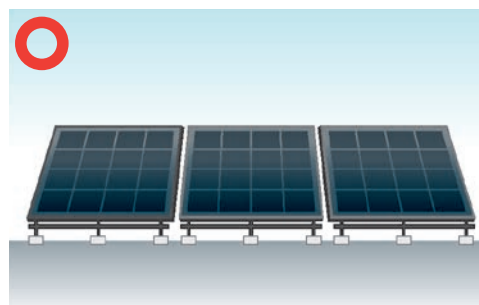


フレーム部の露出を抑えるため、
緑化等により目隠しをしている



パネルやフレームの色が
高明度・高彩度となってしまっている

配慮した例



パネルの色を黒や濃紺などの低明度・低彩度としている

1

2

3

4

5

6

4

市全域の景観形成基準の解説

3 開発行為

項目	景観形成基準
開発行為	・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ・造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

1

2

3

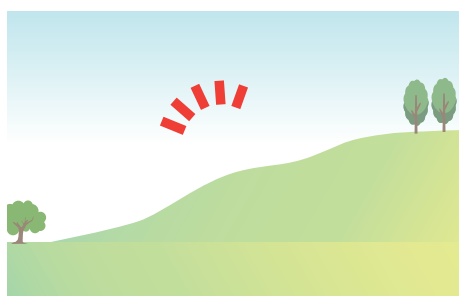
4

5

6

4

市全域の景観形成基準の解説



【従来の地形】

配慮した例



緩やかな勾配としている

配慮しなかった例

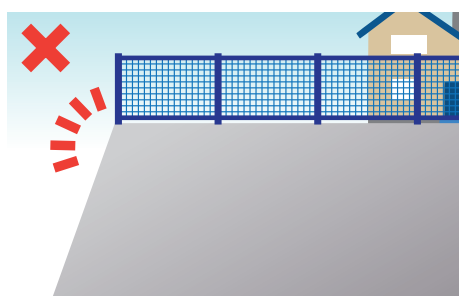


従来の地形を極端に削り、
巨大な擁壁が生じてしまっている

配慮した例

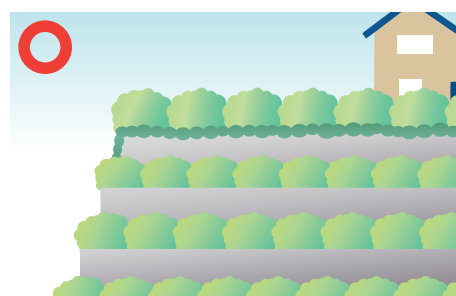


現状の地形を活かして、細かく分節している



緑化をせず、擁壁一面を
コンクリートで覆ってしまっている

配慮した例



擁壁の一部で緑化を行い、圧迫感を軽減している



【従来の地形】

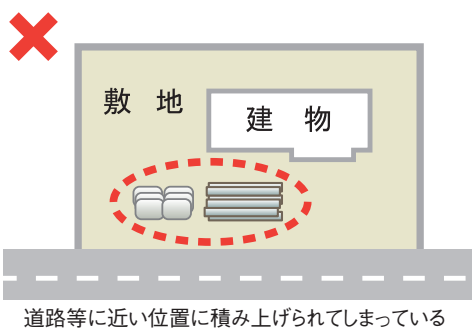
配慮した例



既存樹木を活かして造成している

4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・道路等人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、植樹等による目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。



配慮した例



1

2

3

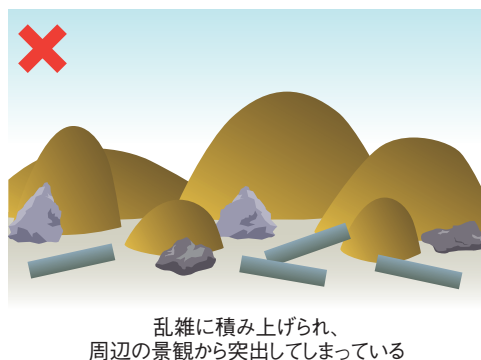
4

5

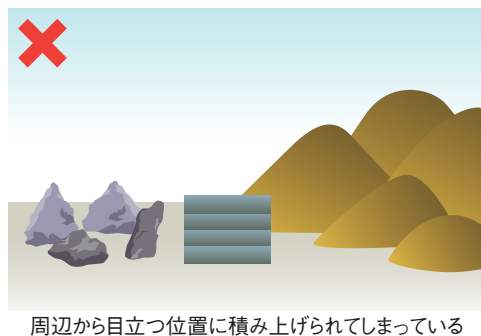
6

4

市全域の景観形成基準の解説



配慮した例



配慮した例



前述の市全域の景観形成基準に加え、重点地区においては、以下の基準が上乗せされます。

1 館山駅西口地区

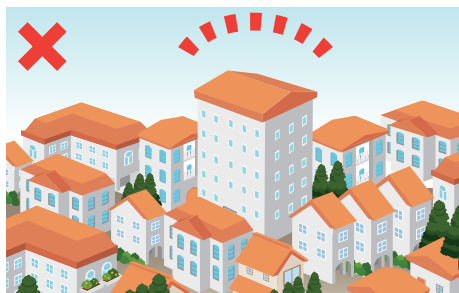
館山駅西口地区においては、建築基準法第2条第1号に規定される全ての建築物が届出の対象となり、市全域の景観形成基準に加え、以下の基準が上乗せとなります。

項目	景観形成基準
高さ・配置	・周辺の街並みに配慮した高さや配置とすること。
形態・意匠・色彩	・建物の色彩は色彩基準に基づくものとし、温暖な地域のイメージが表現できるものとする。 ・屋根材の本来の色彩を活かし、ペンキ等でのペイントは行わないよう配慮すること。 ・屋根は瓦葺きを基本とし、原則、勾配屋根とする。
附帯施設	・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。
外構・緑化	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りのヤシ並木や花の植栽との連続性を考慮し、常に緑化に努めること。 ・通りから見える場所への花の植栽に努めること。
夜間照明	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りに面しては、夜間の景観形成に心がけること。 ・周辺環境との調和に配慮すること。
駐車場	・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

※その他の対象行為については、市全域と同様の景観形成基準となります。

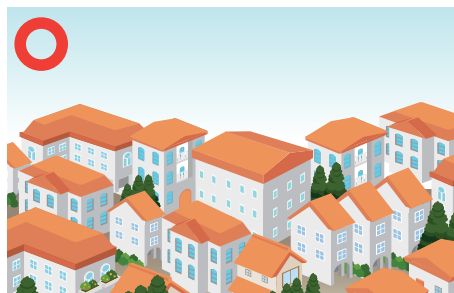
館山駅西口地区については、統一的な街並みが形成されていることから、高さや形態、意匠、色彩、外構等について、特に配慮をお願いしています。

○高さ・配置



周辺の建物と比較し、高さが突出してしまっている

配慮した例



周辺の建物と高さの調和が図られている

○形態・意匠・色彩



色彩基準を満たさない屋根・外壁の建物

配慮した例



ペンキ等でのペイントを行っている

配慮した例



配慮した例



勾配屋根ではなく、陸屋根としてしまっている

○外構・緑化に配慮した例



ヤシの並木等との連続性を考慮した緑化を行っている



通りから見える場所で植栽を行っている

1

2

3

4

5

6

5

重点地区の景観形成基準の解説

6

色彩基準について

- ・建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS 規格に採用されている「マンセル表色系」を用い基準を定めます。
- ・重点地区については、各地区で独自の基準を設定し、一般地域については、一律の基準を設けます。

1 マンセル表色系と色彩基準の考え方

①マンセル表色系

- ・私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。
- ・「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

○色相（いろあい）

- ・10 種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、「10 R」や「5 Y」などのように表記します。また、「10 RP」は「0 R」、「10 R」は「0 YR」と同意です。

○明度（明るさ）

- ・0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10 に近くなります。実際には、最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

○彩度（鮮やかさ）

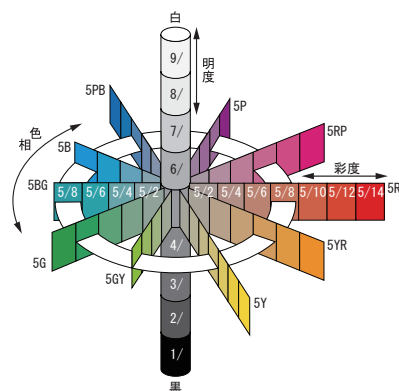
- ・0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 14 程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度です。

○マンセル値

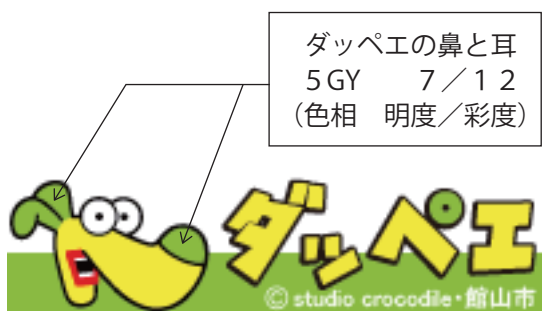
- ・色相、明度、彩度の 3 つの属性を組み合わせて表記する記号です。



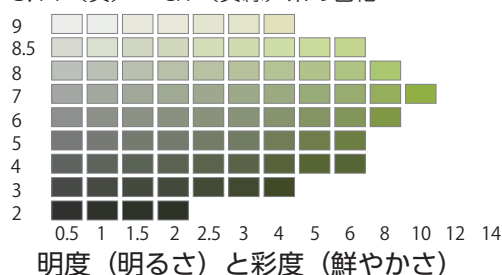
色相（マンセル色相環）



マンセル表色系の仕組み



5.1Y（黄）～GY（黄緑）系の色相



②色彩基準における面積比の考え方

- ・本計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしています。

○基本色

- ・外壁各面の 4/5 は、基本色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

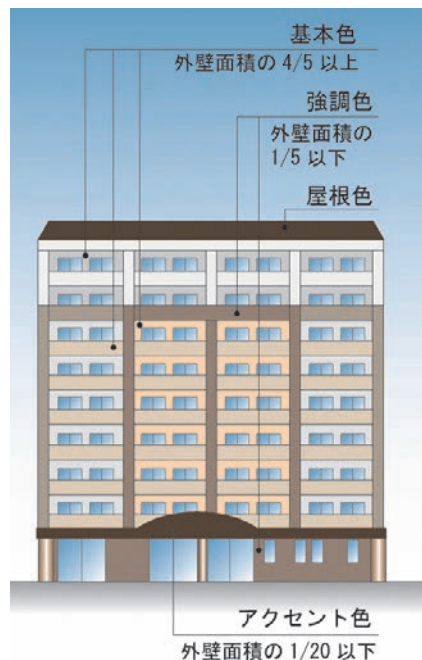
- ・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

○アクセント色

- ・強調色の他に外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の 1/20 に限って、アクセント色を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の 1/5 以内とします。

○屋根色

- ・勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください（陸屋根の屋根面には適用されません）。



③色彩基準の適用除外

- ・次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

◇地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。

◇自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。

◇橋梁等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。

◇その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画であるもの。

- ・工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。

- ・高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や色の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方や、周辺環境への影響を十分踏まえた計画とする必要があります。

1

2

3

4

5

6

6

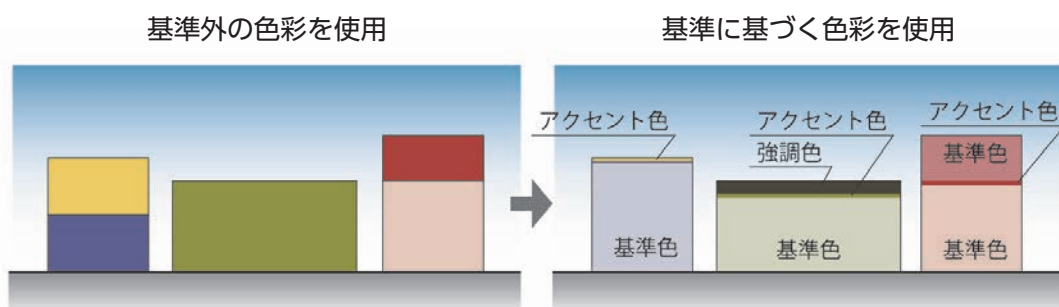
色彩基準について

2 市全域の色彩基準

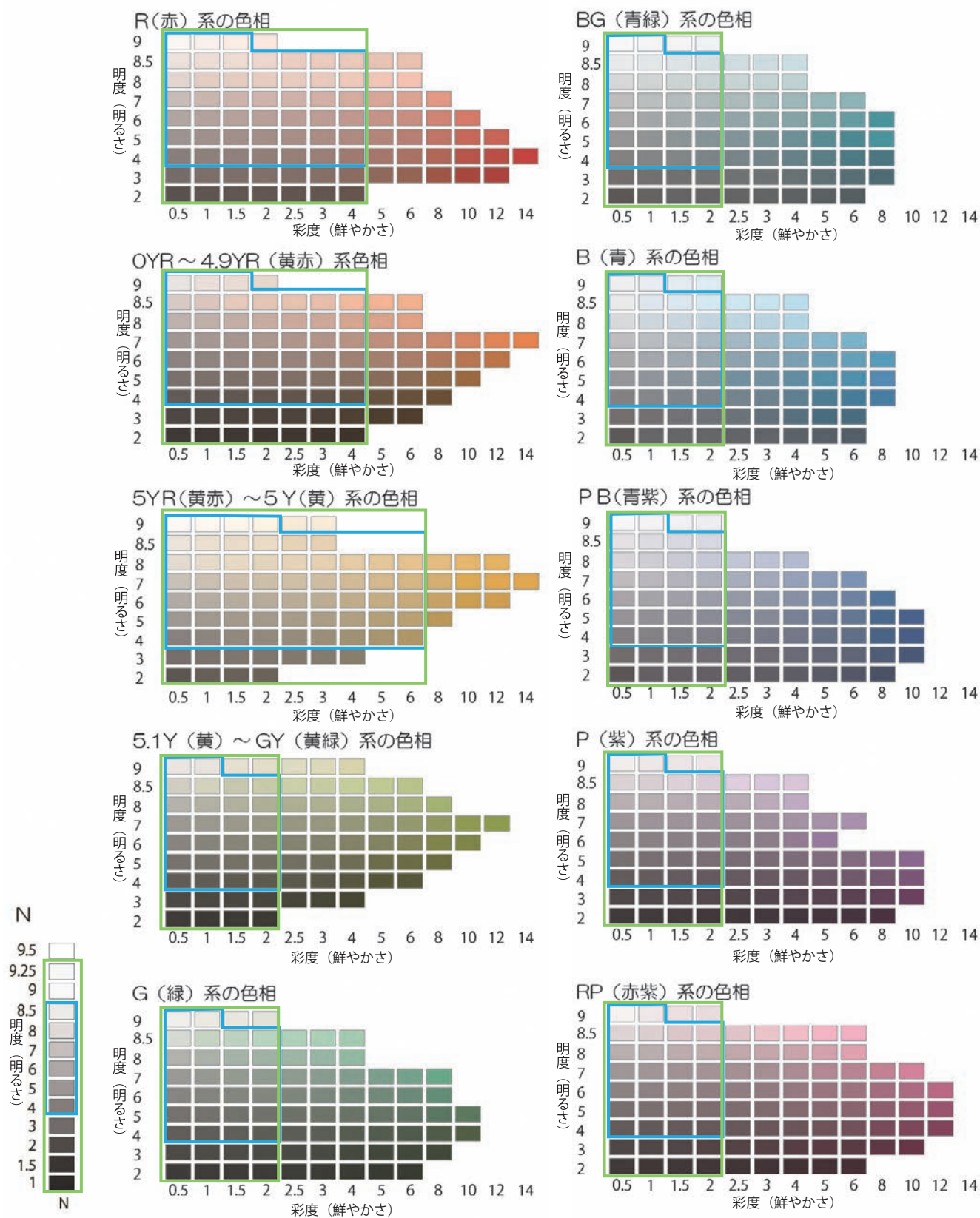
- 建築物等の色彩は、地域の景観特性を把握し、周辺の建築物や地域を囲む海や山などの自然環境との調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。
- 外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の 1/20 以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。
- 勾配屋根を設ける場合は、明度や彩度を抑えた色彩とします。

	基準の適用 部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の 4/5 以上	無彩色	N	4 以上 8.5 以下	-
		有彩色	OR ～ 4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
				8.5 以上 9 以下	1.5 以下
			5.0YR ～ 5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
				8.5 以上 9 以下	2 以下
			その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
				8.5 以上 9 以下	1 以下
	強調色 外壁の各面の 1/5 以下	無彩色	N	9.25 以下	-
		有彩色	OR ～ 4.9YR	-	4 以下
			5.0YR ～ 5.0Y		6 以下
			その他		2 以下
	アクセント色 外壁の各面の 1/20 以下	自由 (ただし、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩を使用する)			

色彩基準に基づく配慮イメージ



色彩の使用可能範囲のイメージ（市全域）



1

2

3

4

5

6

6

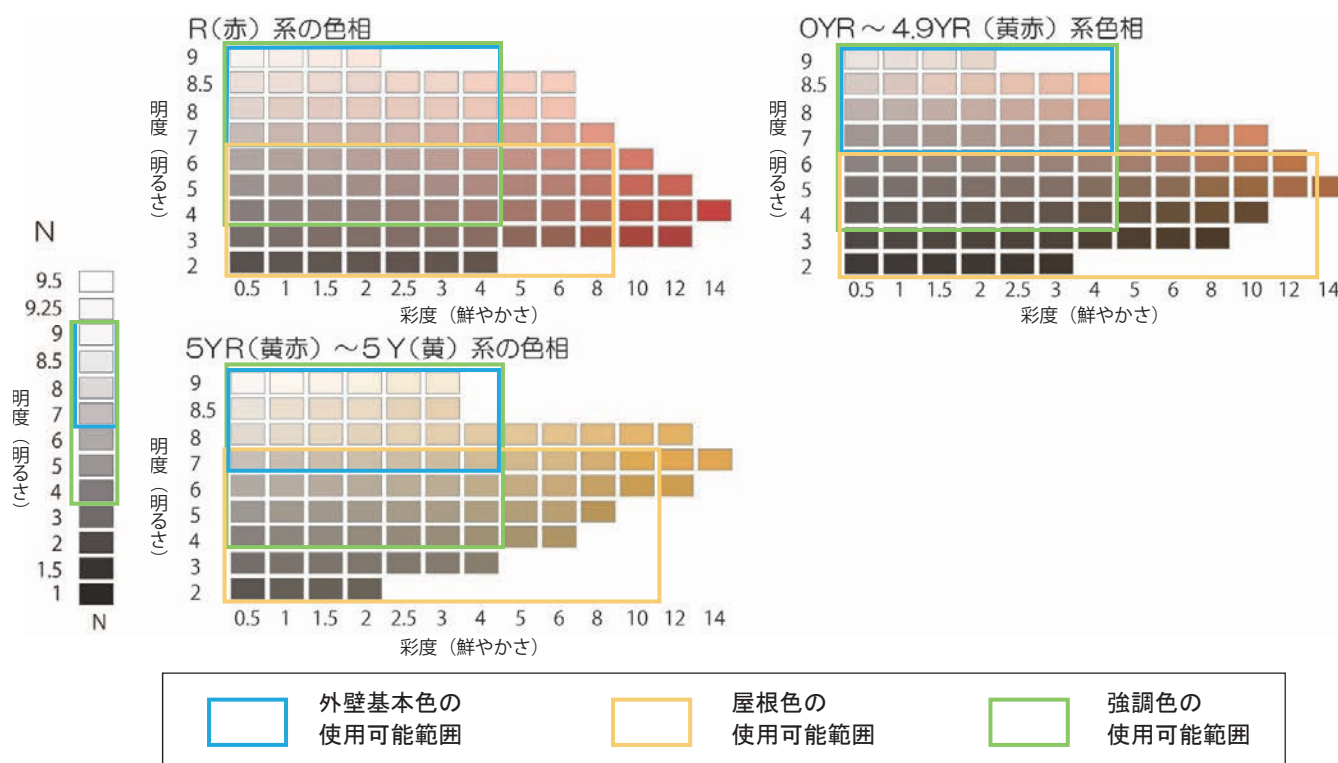
色彩基準について

3 重点地区（館山駅西口地区）の色彩基準

- 建築物等の色彩は、南欧風の街並みづくりとの調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。
- 外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の 1/20 以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。

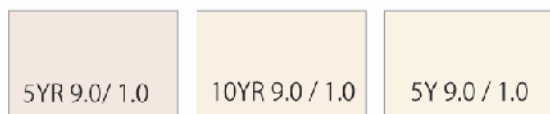
	基準の適用 部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の 4/5 以上	無彩色	N	7 以上 9 以下	-
		有彩色	0R ～ 4.9YR		4 以下
			5.0YR ～ 5.0Y		4 以下
	強調色 外壁の各面の 1/5 以下	無彩色	N	4 以上 9 以下	-
		有彩色	0R ～ 4.9YR		4 以下
			5.0YR ～ 5.0Y		4 以下
	アクセント色 外壁の各面の 1/20 以下	自由（ただし、南欧風の街並みと調和する色彩を使用する）			
屋根（勾配屋根）	有彩色	0R ～ 9.9R	2 以上 6 以下	8 以下	
		0YR ～ 4.9YR	2 以上 6 以下	12 以下	
		5.0YR ～ 5.0Y	2 以上 7 以下	10 以下	

色彩の使用可能範囲のイメージ（館山駅西口地区）



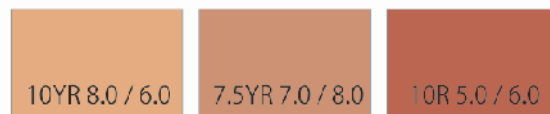
壁面に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、外壁基本色に推奨する色彩の代表例です。



屋根色に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、屋根色に推奨する色彩の代表例です。



(配慮例) 館山駅

1

2

3

4

5

6

6

色彩基準について

館山市景観ガイドライン

2019 年 11 月発行

発行／千葉県館山市

編集／館山市建設環境部都市計画課

〒 294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電 話 0470-22-3640

F A X 0470-23-3116

Eメール tosikeikaku@city.tateyama.chiba.jp

U R L <https://www.city.tateyama.chiba.jp>

印刷・製本／株式会社 集賛舎

〒 294-0014 千葉県館山市山本 226